

個人施行土地区画整理事業の手引き

【第2版】

令和5年4月

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 事業推進課

はじめに

土地区画整理事業とは、安全で快適な住みよいまちづくりのため、一定の区域を面的に定め、土地の所有者から少しずつ土地を提供してもらい、個々の宅地を入替えて、道路や公園、宅地等を総合的に整備するものです。

この手引きは、個人施行による土地区画整理事業の認可申請を行う方々にとって、その手続を円滑に進められるよう、土地区画整理事業の内容や必要な手続等についてそのあらましを取りまとめたものです。なお、作成に当たっては、国土交通省の「土地区画整理事業運用指針」や、公益財団法人区画整理促進機構編集の「個人施行区画整理の手引き」（株大成出版社、2006年10月）、全日本土地区画整理士会の「土地区画整理の手引」を必要に応じて一部引用しております。

個人施行による土地区画整理事業の認可申請を行う場合には、この手引きにより必要な手続をご確認いただきますようお願いいたします。

凡 例

法	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
政令	土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）
規則	土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）
土登記令	土地区画整理登記令（昭和30年政令第221号）
運用指針	土地区画整理事業運用指針（平成13年12月26日付け 国都市第381号）